

4月6日 震災復旧対策への予備費使用、一次補正予算編成に対する要望を行いました。

1. 当面の仕事を被災者へ提供するための雇用に関する負担
  - ・瓦礫の撤去、運搬、選別などに関わる作業・仮設住宅の設置に関することに関わる作業・地方自治体をサポートする作業
  - ・看護、介護に関わる仕事・保育、教育に関わる仕事・電気設備、上下水道などのライフラインの復旧に関わる作業
  - ・消防団、指導隊等の被災地の治安を維持するための作業
2. 医師、看護師、及び介護士または、避難者の健康を維持するために必要とされる作業に関わる人員の確保、及び、賃金に関する負担
3. 透析等の重病を患う被災者の他病院への移動に伴う費用
4. 病院施設の復旧に関わる費用
5. 保育園、幼稚園、小中学校、及び教育機関の早急な復旧及び、被災した児童、生徒の学業に関わる負担
  - ・仮校舎建設に関わる費用
  - ・校舎の応急処置や補修に関わる費用
  - ・被災した児童・生徒の給食費、学級費など学校費用
  - ・被災により失った、児童、生徒の教科書、文房具、制服・運動着などの教材への支援
6. 避難所の被災者の衛生、及び健康を維持するために必要な機器の設

- 置と維持に関する費用負担
  - ・洗濯機、乾燥機、掃除機  
(これらの機器を運転するための発電機や燃料も含む)
  - ・尿尿処理に関わる負担
  - ・入浴施設などの設置
- 7. 被災者が失った運転免許証、健康保険などの各種証明書を早急に対処するためのシステム構築と、人員確保、雇用に関する負担
- 8. 被災者の他地域への移動によって生じる受け入れ自治体の費用負担
  - ・受け入れ自治体による被災者へ提供される食料、生活物資等へ費用
  - ・受け入れ自治体が提供する仮設住宅の設置、維持に関する費用負担
- 9. 震災に伴い自動車を失った被災者(離島では、移動手段・沿岸漁業として使用する船外機等)、及び自治体への自動車購入に関わる負担
  - ・税金の免除
  - ・代替支援など
- 10. 早急な被災地の商工業港、及び漁港、主要幹線道路などの復旧・復興。それに関わる負担
- 11. 被災した事業者に対する長期無利子無担保融資制度
- 12. 被災調査を迅速に行うための費用負担
- 13. 早急に地盤沈下などの国土調査を行うための費用負担

4月14日 災害対策特別委員会で震災復興対策に関して質問しました

1. 避難所の方々の衛生・心的ケアについて  
 Q(石山議員).  
 地震、津波の恐怖、さらには近親者を失われた被災者の方々の心的なケアが必要。また不眠不休の救援活動、行方不明者の捜索活動を続けている自衛隊・警察官・消防士の方々へも同様のケアが必要。  
 A(政府).  
 すでに精神科医で構成した心のケアチームを避難所に派遣。現地の保健婦さんと連携をとり避難所・被災地の人のケアをしている。また、子供達の心のケアとして児童精神科医を派遣している。  
 衛生管理に関しては、感染症等などについて保健婦さんから指導を行い、資料の配付や掲示も行っている。

2. 被災者の方々の雇用促進について  
 Q(石山議員).  
 復旧に向けて、被災者の方々の生活再建を目指すためにも、仕事を失った被災者の方の雇用を促進するため、国が賃金等を出し、支援することが必要である。  
 A(政府).  
 役場事務補助・避難所の高齢者への支援・安全確保パトロールなど様々な事業についての被災者の雇用を考えている。

3. 瓦礫の撤去と仮設住宅  
 Q(石山議員).  
 瓦礫の撤去を行う上で、「国が全額費用を負担してくれるのか?」「個人で、瓦礫の撤去を業者に依頼していいのか?」という問い合わせが多い。撤去手順の情報が現場に伝わっていないのが現状だ。  
 A(政府).  
 ①倒壊家屋などの解体及び撤去の費用は、国が全額費用を負担する。  
 ②自治体の許可を得る必要はあるが、個人で業者に瓦礫の解体、撤去を依頼することもできる。  
 ③仮設住宅の建設に関しては、県だけでなく、市町村も県に連絡して、発注してもよい。  
 ※4月13日、環境省から「災害廃棄物処理事業の取り扱いに関するQ&A(その2)」が出されています。

4. 農業設備の被害とその早急な復旧の必要性  
 Q(石山議員).  
 被害が軽微と言われている宮城県の内陸部においても、家屋の倒壊、道路の陥没、亀裂、凸凹などの被害が出ている。その中においても、農業用水路(開水路、パイプライン)、用排水のための機場、溜池などにも被害が出ており、作付け間近にして田植えができるか否かという問題が発生している。早急な復旧を行う必要がある。

A(政府).  
 ①現在、被害の全容の把握につとめている。  
 ②今期の作付けが可能な農地の復旧を重点とする。

③農地の瓦礫の撤去は着手済。  
 ④農地に関して査定前着工制度を活用する。  
 5. 自治体や土地改良区などへ損傷箇所の早急な復旧を行うために損害の概算金の前渡しを行うべき  
 (石山議員)  
 今回の震災は、非常に広域である。詳細なことまで、国が行おうとしたら、復旧・復興は大幅に遅れてしまう。被害が軽微であった自治体や、上記のように水田の水利を管理する土地改良区などは、自己の管内の被害状況をすでに粗々把握している。国は、自治体や該当する団体が算出した被害に対する概算金を支払い、独自に修復等の作業を依頼できるようにすべき。  
 国としては、不正なお金の使い方があっては、との危惧があるだろうが、スピードを持って復旧すると第一義的な命題のためには、現場に任せることが一番であると考えます。もちろん、不正などがあった場合は、ペナルティーを課すべきである。

6. 漁港、漁業水域の瓦礫の撤去、及び小型船舶の再取得に対する支援を  
 Q(石山議員).  
 津波のため漁港や沿岸の漁業水域には瓦礫が沈んでいる。湾内の瓦礫の撤去も国が責任をもって行ってほしい。  
 また、漁業者の方々の生活再建のためには、船(小型船舶)が必要。船の再取得のための支援を行うよう求める。  
 A(政府).  
 漁港施設内・漁船の泊所、航路については国の災害復旧事業として可能であり、すでに行っている。漁業・養殖業の再生のために漁場・養殖場の瓦礫の撤去は不可欠となるので、この面の瓦礫の回収処理の支援も早急に検討中。資金は国の予算と地方財政措置ということのできる限りのことをしたい。  
 漁船については新しく造る。または被災していない地域の中古船を取得するという双方について、被災された地域の漁業者の方々ができるだけ早い段階で手に入れられるよう支援する。

7. 自動車再取得への支援を  
 Q(石山議員).  
 東北においては、日々の生活、通勤、仕事において自動車は欠かせない必需品である。しかし、宮城県においても16万台以上の自動車が津波の被害にあっている。被災者の生活再建、自立のためにも自動車が必要。自動車の再取得に関する支援が必要。  
 A(政府). 東祥三内閣府副大臣より  
 車の滅失あるいは損壊した自動車に変わるものを購入した場合、自動車重量税・自動車取得税を非課税にする方向で検討中。